

平成14年 2月 2日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国フグ釣り漁船の拿捕について

2月1日午後0時26分頃、水産庁漁業取締船「白竜丸」(1296トン)は、島根県簸川郡大社町所在の出雲日御碕灯台から西北西約150Kmの我が国排他的経済水域において、我が国農林水産大臣の許可を受けた韓国漁船「5ヒョプ ソン」の漂泊中を立入検査したところ、フグ釣用の漁具が備え付けられ、かつ冷凍室にフグを保有しているのを発見した。

同船のイカ釣り機の釣系には、イカを釣る針と、フグを釣る針の双方の仕掛けがされていた。

同船は、我が国農林水産大臣から、イカ釣り漁業及びフグ釣り漁業の許可を受けていた。イカ釣り漁業は山陰沖での操業が認められているものの、フグ釣り漁業の操業水域は、東シナ海の一部水域に限られており、山陰沖では一切操業が認められていない。

同船は、水産庁に対して、1月24日より我が国EEZに入漁し、イカ釣り漁業を行うとの通報を行っていたが、実際には、イカ釣りの他にフグ釣り用の漁具を用いて、フグ釣りも行っていたことが疑われたことから、同船船長に問い質したところ、2月1日朝までに同出雲日御碕灯台から西北西約144Kmの山陰沖の我が国の排他的経済水域でフグを漁獲したことを認めた。

このため、同日午後4時30分過ぎに境港へ任意同行を求め、2日09時頃、境港へ入港した。(竹内岸壁)

なお、当事務所は2月1日夜、鳥取地方裁判所米子支部から逮捕状を受けて、同船が境港に入港後、同船船長を下記の違反内容で通常逮捕する。

日韓漁業協定が発効した平成11年1月22日以降、山陰沖で当所が韓国漁船を拿捕したのは本件が2件目(平成12年7月にアナゴ筒漁船を制限条件・筒数違反で拿捕。操業水域違反での拿捕は本件が初。なお、平成13年6月に北大和堆でカニ籠漁船を臨検忌避で追跡し金沢海保に引継ぎしている。)

記

船名： 5 ヒョプ ソン（総トン数82トン、7名乗船）

船長名： 趙 達千（チョ ダルチョン）（41歳）

違反位置： 島根県簸川郡大社町所在の日御碕灯台から西北西約77.8海里
（約144km）

違反内容： 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：EZ漁業主権法）第5条第1項違反
（フグ釣り漁業で許可されている操業水域の違反）

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所 担当者：小 谷 連絡先：0859-44-3681
